

1 はじめに

三重県男女共同参画審議会では、三重県男女共同参画推進条例に基づき、毎年、県が独自に行う評価とは異なる外部的視点で県の施策の実施状況に関する評価を行い、2～3年に一度、知事に対し提言を行っている。

県においては、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、さまざまな施策を推進してきたところであるが、前回提言（平成 25 年 10 月）以降の社会経済情勢の変化や男女共同参画に関する取組の進捗等を踏まえ、次の3点に重点を置き提言する。

提言 1 「あらゆる分野における女性活躍の加速化」

提言 2 「男性中心の労働慣行等の見直しによる働き方改革」

提言 3 「仕事と子育て・介護の両立できる環境整備の促進」

併せて、平成 26 年度および 27 年度に行った「男女共同参画施策の推進に係る中間評価」を踏まえ、施策の実施状況について、「基本施策別の評価と課題」として 4 5 項目にわたる評価を行い、県として検討すべき課題も整理した。

今回の提言を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が、知事のリーダーシップのもとに一層進展することを強く期待する。

2 社会経済情勢の変化、取組状況等

少子高齢化が進み人口減少社会が到来する一方で、共働き世帯や高齢単身世帯が増加し過疎化、核家族化も進展するなど、社会構造が大きく変わる中、性別にかかわらず個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の重要性は増大している。

国においては「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度になるよう期待する」（以下「2020 年 30%」と表記）との目標を掲げるとともに、平成 25 年 6 月に閣議決定された「日本再興戦略」の中で、女性の活躍推進を成長戦略の中核に位置付け、さまざまな取組を進めてきた。

加えて、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」と表記）が成立し、同年 12 月には第 4 次男女共同参画基本計画が閣議決定されるに至った。

三重県においても、平成 26 年 9 月に「女性の大活躍推進三重県会議」を設立し女性活躍の機運醸成を図るなど、さまざまな施策を講じている。

県が平成 27 年度に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」の結果によると、「社会全体における男女の平等感」について男性が優遇されているとする回答（「優遇されている」「どちらかといえば優遇されている」の合計）が 67.3%と 3 人に 2 人がそのように認識している。前回（平成 21 年度）の調査結果は 58.8%であり、社会全体における男性優遇感は根強く残っている状況がみられる。

その一方で、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して否定的な回答（「同感しない」「どちらかと言えば同感しない」の合計）の割合が今回の調査結果では 60.4%と過半数を超えており、前回調査結果を 11.4 ポイント上回るなど、性別による固定的な役割分担意識は薄くなりつつある。

また、「男女共同参画を推進していくために必要なこと」についての回答は、「保育や介護の施設やサービスを充実させる」が前回同様に一番高い割合であったが、その値は前回は 17.3 ポイント上回る 57.5%（女性では 63.1%）に達しており、女性のライフスタイルや世帯構造の変化などに伴い、公的サービスの充実を求める声が一層増加している状況が読み取れる。

このように、男女が共に活躍できる意識の普及が少しづつ進展し、環境も整備されつつあるが、また同時に解決すべき課題も未だ多く見受けられる。引き続き取組を進め、実効性のある男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

なお、現行の第 2 次三重県男女共同参画基本計画の策定から 5 年近く経過し、昨今の女性活躍に関する機運の高まり等、社会経済情勢は大きく変化している。このことから、同基本計画の見直しについて、必要に応じて検討を進められたい。